

# 令和元年6月市議会 教育厚生委員会資料

## 所管事項調査に係る資料

### 目次

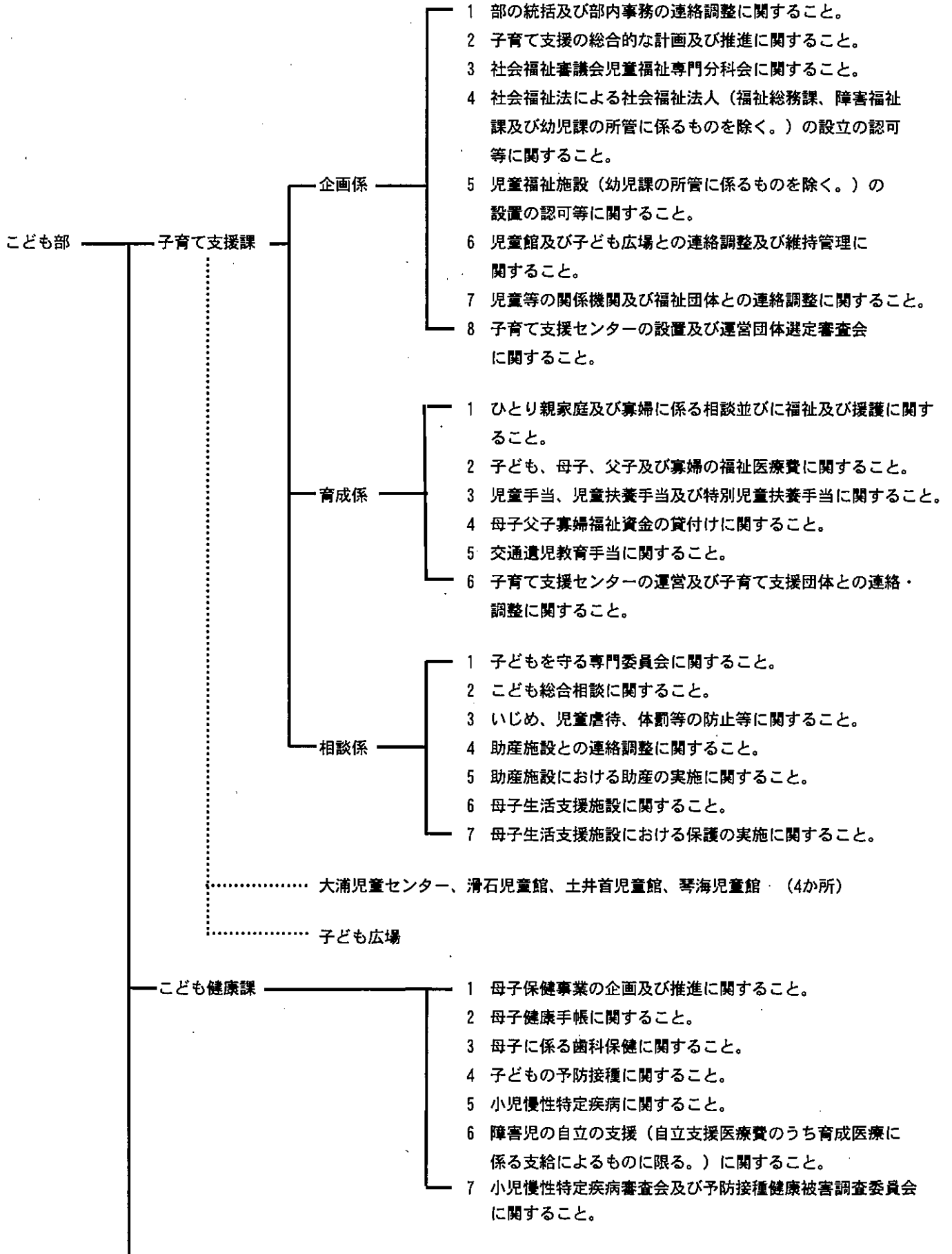
- 1 こども部機構及び事務分掌 …………… P1～2
- 2 こども部補職者名簿及び職員数…………… P3～4
- 3 子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開 …………… P5
- 4 令和元年度 こども部所属別事業一覧…………… P6～16
- 5 仁田保育所の移転に伴う市立保育所の民間移譲について（報告）  
…………… P17～19
- 6 待機児童数について（報告） …………… P20
- 7 指定管理者の更新の方針について（長崎市立白菊寮） … P21～24
- 8 基本構想・基本計画等作成調について…………… 別冊
- 9 平成30年度指定管理者制度の状況について…………… 別冊

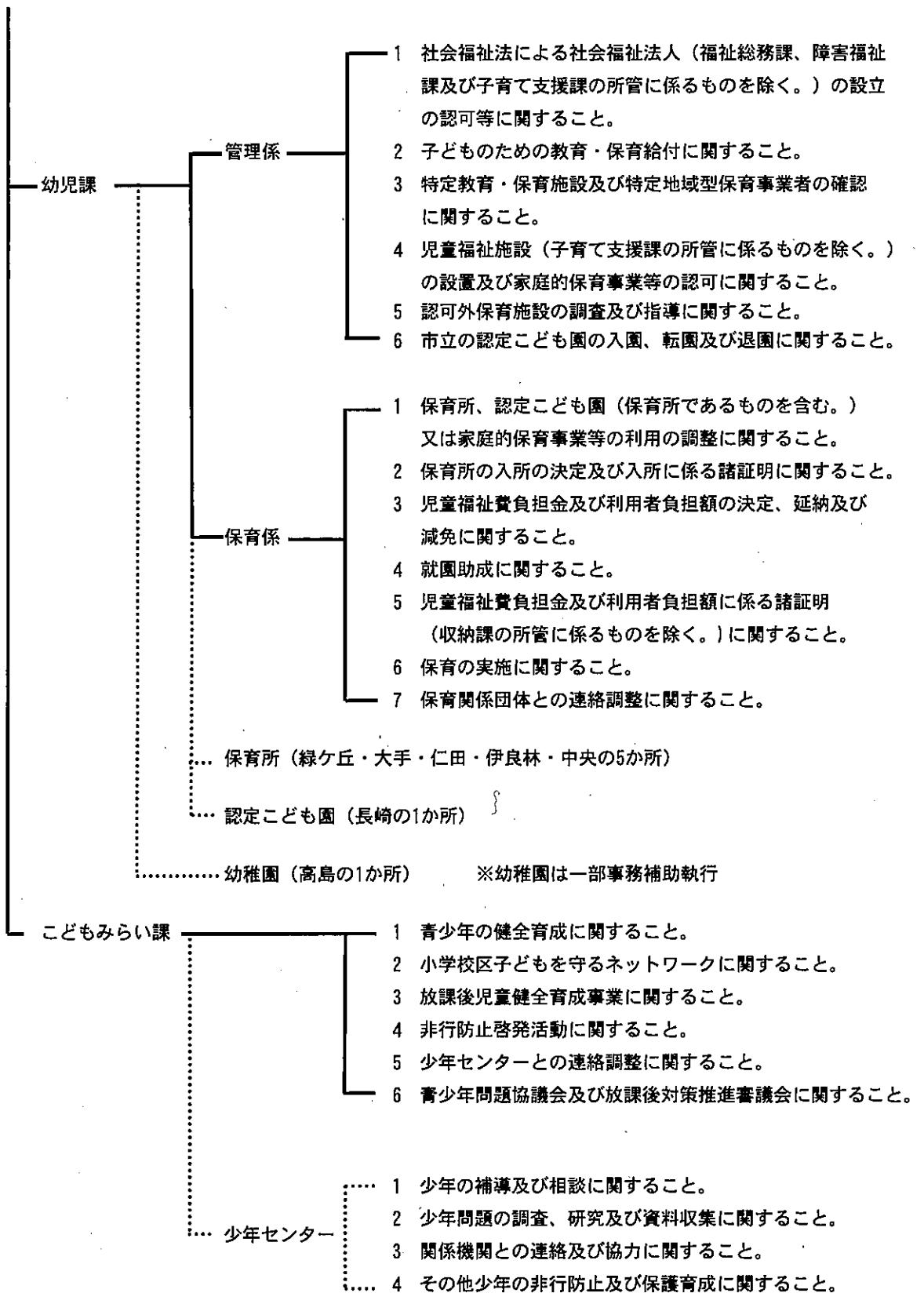
こ ども 部

令 和 元 年 6 月



# 1 こども部機構及び事務分掌（令和元年6月1日現在）





## 2 こども部補職者名簿及び職員数（令和元年6月1日現在）

正規職員総数 127人

※（ ）内の数字は正規職員数

★【部長】	藤田 庄三	内線番号 4600
★【子育て支援課】（28人）		829-1270（直通）
課長	井上 琢治	内線番号 4610
課長補佐	北嶋 宏子	内線番号 4626
企画係長（6）	山口 照光	内線番号 4611
育成係長（11）	久保田 陽一	内線番号 4617
相談係長（8）	池山 加奈恵	内線番号 4620
★【こども健康課】（7人）		829-1255（直通）
次長兼課長	高橋 秀子	内線番号 4661
係長（6）	川島 光恵	内線番号 4662
★【幼児課】（82人）		829-1142（直通）
課長	萩原 哲郎	内線番号 4630
主幹	山下 明美	内線番号 4641
課長補佐	白石 光	内線番号 4631
管理係長（9）	入江 祐也	内線番号 4631
保育係長（11）	今村 容子	内線番号 4635

保育所 (49)

緑ヶ丘保育所長	南 條 恵	822-9351 (直通)
大手保育所長	鳥 居 純 子	845-0650 (直通)
仁田保育所長	木 戸 美 樹	822-7045 (直通)
伊良林保育所長	柳 井 文 香	823-3366 (直通)
中央保育所長	村 元 靖 子	821-6736 (直通)

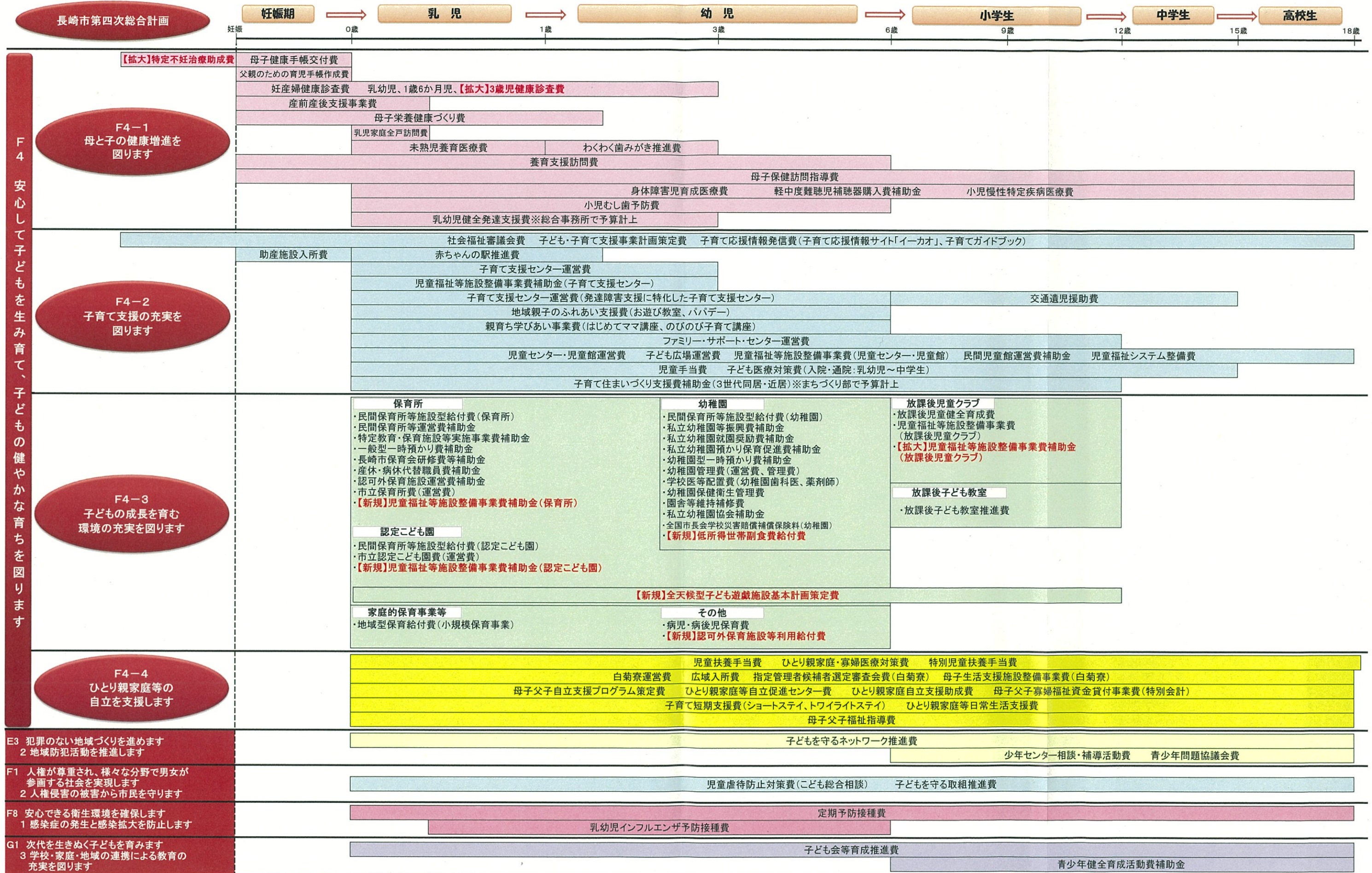
認定こども園 (10)

長崎幼稚園長	増 田 修 次	824-9966 (直通)
--------	---------	---------------

★ 【こどもみらい課】 (9人)

		825-1949 (直通)
課長	谷 内 貴 代	内線番号 4650
教育管理官兼 少年センター所長	田 中 穂 積	内線番号 4654
係長兼 少年センター係長 (7)	宮 嶋 弘 人	内線番号 4651

### 3 子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開（6月補正後）



#### 4 令和元年度 こども部所属別事業一覧

##### 【子育て支援課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		社会福祉審議会費 (児童福祉専門分科会)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、児童福祉に関する子育て支援策など、重要事項を調査・審議する。	1,114
2		子ども・子育て支援事業計画策定費	子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とする「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。	1,988
3		子育て応援情報発信費	子育て応援情報ホームページ「イーカオ」の管理運営及び子育てガイドブックの作成を行う。	1,417
4	新規	全天候型子ども遊戯施設基本計画策定費	「あぐりの丘」に全天候型の子どもの遊戯施設を整備するにあたり、施設全体の整備イメージを作成するとともに、全天候型子ども遊戯施設に係る基本計画を策定する。	10,000
5		児童虐待防止対策費	関係機関とのネットワーク（長崎市親子支援ネットワーク地域協議会）により連携、情報交換を行い、児童虐待の早期発見、発生防止に努めるとともに地域住民に対し啓発を行う。	13,960
6		子どもを守る取組推進費	子どもに対するいじめ、児童虐待、体罰等（以下、「いじめ等」という。）の防止に関する広報、啓発、相談体制を整備するとともに、各種機関との連携を図る連絡協議会や専門的かつ客観的見地からの調査等を行う専門委員会を設置するなど、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整える。	945
7		親育ち学びあい事業費	児童を持つ保護者を対象に、子育てに対する精神的負担の軽減等を図るとともに、望ましいしつけ方を習得することにより親育ちを支援する講座を実施する。 ・のびのび子育て講座 子育てに対する精神的負担感の軽減や保護者間の仲間づくりとともに、自分に合った子育ての仕方を見つける。 ・はじめてママ講座 初めて子育てをする母親の不安を軽減し、0歳から始まる親子の絆づくりの基礎をつくる。	2,267
8		地域親子のふれあい支援費	公民館、ふれあいセンター等において、地域の民生・児童委員、ボランティアと協力し、未就園児及びその保護者を対象とした「お遊び教室」を開催し親子の交流を図り、また、子育てに関するミニ講座や相談を行うことにより、健やかな子育てができるよう支援する。 市内：35箇所・436回実施予定	4,969



令和元年度こども部所属別事業一覧

【子育て支援課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
9		子ども医療対策費	<p>中学校卒業までの子ども（15歳到達後の3月31日までの子ども）を対象に、その保護者に対して、子どもの保険診療費の一部負担金から1日800円（月1,600円を上限）を差引いた額を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：中学校卒業まで（入院・通院とも） ※中学生の通院については平成30年10月から</li> <li>・助成方法：現物給付（小学生以上の現物給付は長崎市内の医療機関のみ）</li> </ul>	(扶助費) 973,523
10		交通遺児援助費	<p>交通事故により、母または父が死亡した遺児を監護する者に、見舞金及び教育手当と入学・卒業祝金を支給し、児童の健全な育成を支援する。</p>	328
11		児童福祉システム整備費	<p>児童手当、児童扶養手当、福祉医療のシステムにおいて、マイナンバー制度や児童扶養手当法（支給回数の変更）への対応を図る。</p>	7,452
12		子育て支援センター運営費	<p>①地域に密着した子育て支援センターを設置し、未就園児とその保護者が気軽に集い、遊びや相談、情報交換を行うことで育児不安、悩みの解消や仲間づくりができる場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通常子育て支援センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・週6日型（6時間開設） 8箇所</li> <li>・週3日型（5時間開設） 2箇所</li> </ul> </li> <li>●発達障害支援に特化した子育て支援センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・週3日型（5時間開設） 1箇所</li> </ul> </li> </ul> <p>②長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域に設置することとしている子育て支援センターについて、未設置7区域に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運営団体の公募・決定、開設（4区域）</li> <li>●設置場所の決定、運営団体の公募・決定（3区域）</li> </ul>	60,954
13		児童センター・児童館運営費	<p>児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とした施設を運営する。 【市施設】大浦児童センター、滑石児童館、土井首児童館、琴海児童館</p>	31,232
14		子ども広場運営費	<p>子どもや保護者に安心して過ごすことのできる場を提供する。（平成23年8月から長崎西洋館内に開設）</p>	13,826
15		ファミリー・サポート・センター運営費	<p>地域において、子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行う会員組織である「ファミリー・サポート・センターながさき」を運営する。</p>	6,743

令和元年度こども部所属別事業一覧

【子育て支援課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
16		子育て短期支援費	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設等において一定期間、養育する。 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ） ・夜間養護事業（トワイライトステイ）	1,363
17		民間児童館運営費補助金	児童福祉施設（保育所）と併設される民間児童館に対し助成する。（1施設：長崎北児童館）	4,100
18		児童福祉施設等整備事業費 (子育て支援センター)	梅香崎地区子育て支援センター「ひなたぼっこ」の建物において、給水設備取替工事、外壁改修工事及び屋上防水改修工事を行う。	7,500
19		児童福祉施設等整備事業費 (児童センター・児童館)	大浦児童センターの建物において、給水設備取替工事、外壁改修工事及び屋上防水改修工事を行う。	27,800
20		児童福祉施設等整備事業費 補助金 (子育て支援センター)	子育て支援センター未設置7区域のうち、市の既存施設の活用が困難な4区域について、民間施設を活用して設置を行うため、運営団体に対し、センターを開設するために必要な施設整備や設備整備に係る補助金を交付する。	8,000
21		助産施設入所費	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行う。 (実施施設：長崎みなとメディカルセンター)	13,625
22		児童手当費	中学校卒業までの児童を養育する保護者等に児童手当を支給する。所得制限額超過世帯には、特例給付を支給する。 [児童手当] 3歳未満児：月額 15,000円 3歳以上（第1子及び第2子）：月額 10,000円 3歳以上（第3子以降）：月額 15,000円 中学生：月額 10,000円 [特例給付] 所得制限額超過世帯：5,000円/児童 (平成24年6月から適用)	(扶助費) 6,122,045
23		指定管理者候補者選定審査会費 (白菊寮)	令和2年度からの5年間の白菊寮の指定管理者を選考するために、学識経験者ら5人以内で組織する選定管理者候補者選定審査会を設置し、候補団体の審査・選考を行う。	130
24		母子父子福祉指導費	母子・父子自立支援員2名及び償還推進員3名を配置し、ひとり親家庭等の生活相談等に応じ、その自立に必要な指導を行い、福祉の増進を図るとともに、福祉資金貸付金の償還金の納入を指導する。	11,699

令和元年度こども部所属別事業一覧

【子育て支援課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
25		ひとり親家庭自立支援助成費	<p>母子家庭の母・父子家庭の父の職業能力の開発及び資格取得を推進するため、教育訓練を受講し、または資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るための給付金を支給する。                      対象者：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父（支給要件あり）</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金                      ア 支給額：受講費用の60%（上限20万円、下限12,001円。ただし、下記講座②を受講する場合は上限80万円（修業年限×20万円））                      イ 対象講座：①雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座                      ②雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目指すものに限る）                      ※対象講座②は平成31年度から拡大</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金                      ア 支給額                      市民税非課税世帯：月額10万円（最終1年14万円）                      市民税課税世帯：月額 70,500円（最終1年110,500円）                      イ 支給期間                      修業期間の全期間（上限3年。ただし、資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者等については4年）                      ※下線部は平成31年度から拡大</p> <p>(3) 高等職業訓練修了支援給付金                      ア 支給額                      市民税非課税世帯：50,000円                      市住民税課税世帯：25,000円</p>	50,974
26		母子父子自立支援プログラム策定費	<p>母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者個々のニーズに応じた、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等関係機関と連携し、きめ細かくで継続的な就業支援を実施する。</p>	1,753
27		ひとり親家庭等自立促進センター費	<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立支援のために、一貫した就労支援サービスを提供するとともに、専門家による相談体制の整備や継続的な生活への助言等、ひとり親等への総合的支援を行うことを目的とした「ひとり親家庭等自立促進センター事業」を長崎県と共同して実施する。</p>	3,608
28		ひとり親家庭等日常生活支援費	<p>ひとり親家庭の父母等が、教育訓練を受けるなど自立促進に必要な事由や疾病などの社会的事由などにより、一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な状況にある世帯、又は生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている世帯に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活支援・子育て支援を行うことで生活の安定を図る。</p>	616

令和元年度子ども部所属別事業一覧

【子育て支援課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
29		児童扶養手当費	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が一定の障害状態にある児童を監護する父又は母又は養育者に支給する。(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。一定の障害を有する児童は、20歳未満まで。)</p> <p>【支給回数 (R1.11月分から変更)】 「4か月分ずつ年3回(4月、8月、12月)」 ⇒「2か月分ずつ年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)」</p> <p>※ 令和元年度については、経過的に年5回払い(15か月分)</p> <p>【支給月額 (R1.4月分から改定)】 ・児童1人目月額 42,500円 ⇒ 42,910円 ※所得制限による一部停止の場合42,490円～10,030円 ⇒ 42,900円～10,120円 ・児童2人目月額 10,040円～5,020円加算 ⇒ 10,140円～5,070円加算 ・児童3人目以上一人につき月額 6,020円～3,010円加算 ⇒ 6,080円～3,040円加算</p>	(扶助費) 2,595,858
30		特別児童扶養手当	<p>精神又は身体に障害のある児童を監護する父若しくは母又は養育者に支給する。</p> <p>【支給月額 (H31.4月分から改定)】 ・1級 月額 51,700円 ⇒ 52,200円 ・2級 月額 34,430円 ⇒ 34,770円</p>	
31		未婚のひとり親家庭臨時特別給付金給付事業費	<p>令和元年10月から消費税率の引き上げとなる中、税法上の優遇措置である「寡婦(夫)控除」を受けることができる婚姻歴のあるひとり親と、受けることができない未婚のひとり親との格差を埋めることを目的とし、令和元年度における臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。</p> <p>【給付額】 17,500円 【対象者見込】 470人</p>	8,324
32		ひとり親家庭・寡婦医療対策費	<p>20歳未満の児童を監護しているひとり親家庭等の父又は母及びその18歳未満(高校在学中は20歳未満)の児童、父母のいない18歳未満(高校在学中は20歳未満)の児童が医療機関で治療を受けた場合並びに寡婦(60歳～70歳未満のひとり暮らしの者)が入院し治療を受けた場合、保険診療費の一部負担金から次の額を差引いた額を助成する。</p> <p>・父、母、子：1日800円(月1,600円上限) ・寡婦：入院1日につき 1,200円 ・助成方法：平成22年12月から市内の市長が定める医療機関受診分については現物給付方式で助成</p>	(扶助費) 172,231
33		第66回九州地区母子寡婦福祉研修大会開催費補助金	<p>ひとり親家庭等の自立促進や福祉の充実強化を目的とした「第66回九州地区母子寡婦福祉研修大会」が、長崎市で開催されるにあたり、開催に係る経費の一部を補助する。</p>	500

令和元年度こども部所属別事業一覧

【子育て支援課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
34		白菊寮運営費	配偶者のいない女性又はそれに準ずる事情のある女性が、児童を養育していくことが困難になった場合に保護し、その世帯の自立促進のために生活を支援することを目的とした施設の運営を行う。(定員14世帯) 運営については、「社会福祉法人長崎市社会福祉事業団」へ指定管理委託している。	21,214
35		広域入所費	配偶者のいない女性又はそれに準ずる事情のある女性が、児童を養育していくことが困難になった場合に保護し、その世帯の自立促進のために生活を支援するが、DV被害者等で市内の施設では安全が確保できないと判断した場合、市外の母子生活支援施設に入所し、その経費を支弁する。	10,397
36	新規	母子生活支援施設整備事業費 (白菊寮)	母子生活支援施設「白菊寮」及び大手保育所として使用している建物は、平成5年に建設されており、建設から26年が経過し、施設機能の保全と入所者の安全確保を図るため、外壁改修を行う。	14,400
37		子育て住まいづくり支援費補助金 【住宅課予算】	親世代への子育ての相談・アドバイス、急な用事や残業の際の子どもの世話など家族の支え合いにより子育てに係る負担軽減を図り、子育てしやすい環境をつくるため、三世代同居・近居の環境整備を支援するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。 ・三世代同居および近居のための新築工事やリフォーム工事、新築・中古住宅の取得 ※いずれも工事費等の1/5以内 新築：上限20万円 中古(子育て中の世帯)：上限40万円 中古(子育て希望世帯)：上限20万円	28,090
38		【特別会計】 母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するために必要な資金の貸付けを行う。 (貸付金内訳：母子父子 30,838千円 寡婦 2,038千円)	32,876
39		こども基金	次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的に、市民と行政が一体となって、子ども・子育てに関する支援の取り組みを推進するため、2億円を原資としてこども基金を設置している。 ・設置日：平成20年4月1日 ・増資方法：企業・団体及び篤志家からの寄附及びそれぞれと同額を行政が基金に積み立てる(マッチング方式) ・H30年度末現在高(予算ベース)：5億8,721万4,694円 ・R元年度活用予定額：1,016万円1千円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【令和元年度こども基金充当予定事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもゆめ体験費【3,975千円】</li> <li>・青少年平和交流費【4,690千円】</li> <li>・子育て応援情報発信費【726千円】</li> <li>・婦人防火クラブ等育成費【770千円】</li> </ul> </div>

令和元年度こども部所属別事業一覧

【こども健康課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		乳児家庭全戸訪問費	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を民生委員・児童委員が訪問し、子育てに関する情報を提供するとともに、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見して保健師の訪問などにつなぐ。また、乳児がいる家庭と地域をつなぐことで孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境を確保する。	5,936
2		養育支援訪問費	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を防止する。	758
3		軽中度難聴児補聴器購入費補助金	軽度・中等度の難聴児の補聴器購入において、新規又は耐用年数(5年)が経過した補聴器の購入費を補助する。	575
4		(予防接種)事故賠償補償保険料	予防接種実施上の過失等に起因して被接種者の身体または生命が害された際に、市が法律上の賠償責任を被った場合の損害を補填する保険に加入する。	804
5		(予防接種)事故措置費	予防接種による健康被害者に対して、医療費、医療手当及び障害年金を支給する。	8,879
6		妊産婦健康診査費	妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査(最大14回)と、「産後うつ」の予防などのための産婦健康診査(最大2回)を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、妊産婦の歯科健康診査を実施する。	330,758
7		乳幼児健康診査費	生後4か月児に公的機関で乳児健康診査を実施(総合事務所)するほか、7か月、10か月児は委託医療機関において公費による健康診査を実施する。必要により精密健康診査費を助成して乳児の健康の保持増進に努める。また、新生児を対象とした聴覚検査事業を県内の産科医療機関に委託して実施する。	42,430
8		一歳六か月児健康診査費	1歳6か月から2歳までの間に、公的機関で健康診査を実施(総合事務所)し、必要により精密健康診査費を助成して幼児の健康の保持増進に努める。また、歯科健康診査やフッ化物塗布など歯科保健の向上を図る。	6,198
9	拡大	三歳児健康診査費	3歳から4歳の間に、公的機関で健康診査を実施(総合事務所)し、必要により精密健康診査費を助成して幼児の健康の保持増進に努めるとともに、歯科健康診査を実施し、歯科保健の向上を図る。 また、眼科検査について、弱視の原因となる屈折異常等を早期発見するため、検査機器を導入する。	10,501
10		母子健康手帳交付費	母子健康手帳を妊娠届時に交付し、出産や育児に関する情報を提供して妊娠、出産、育児に関する一貫した健康管理を促す。	1,122
11		父親のための育児手帳作成費	これから父親となる男性が、父親としての自覚を育みながら育児をするための手帳「パパノート」を作成・配布する(隔年で作成)。	608

令和元年度こども部所属別事業一覧

【こども健康課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
12		母子保健訪問指導費	新生児、妊産婦及び未熟児などを対象に、家庭訪問により適切な助言指導を行い、産後うつ等の早期発見や児童虐待防止を図る。	2,260
13		母子栄養健康づくり費	乳幼児とその親を対象に、講話や実習を通して、育児や栄養、歯科保健について知識の普及啓発を図る。また、グループワークにより母親同士の交流や仲間づくりを促す。また、産科と歯科の連携による講習会で、母子の歯科保健の向上を図る。	780
14		産前産後支援事業費	妊娠、出産期の心身の不調や育児不安を軽減するため、委託助産師が相談支援を行うとともに、特に支援が必要な母子に対して心身のケアや育児の支援を行う。	3,137
15		未熟児養育医療費	出生時の体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であると医師が判断した未熟児のうち、医師が入院による養育を必要と認めた者に対して必要な医療の給付を行う。	42,133
16		身体障害児育成医療費	確実な治療効果が得られる身体上の障害を有する児童等に対して必要な医療の給付を行い、生活能力の回復を図る。	10,026
17		小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して必要な医療の給付を行うとともに、対象児童等の自立を支援する。	174,464
18	拡大	特定不妊治療助成費	子どもを望む夫婦を支援するため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減する。 また、男性不妊治療に対する初回助成の上限額を増額する。	68,345
19		乳幼児インフルエンザ予防接種費	生後6か月から小学校就学前までの乳幼児を対象としたインフルエンザの任意予防接種について、費用の半額程度を公費負担して委託医療機関で実施する。	61,445
20		定期予防接種費	伝染のおそれがある疾病の発生又はまん延を予防するために、予防接種法に基づく定期予防接種について、全額公費負担して委託医療機関で実施するとともに、県外での接種費用を助成する。  [対象疾病] ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核、日本脳炎、麻疹、風しん、ヒブ、小児の肺炎球菌、子宮頸がん、水痘、B型肝炎	731,095
21		わくわく歯みがき推進費	1歳6か月児健康診査の際に、歯ブラシを配布することで、歯磨き習慣のきっかけ作りとその定着を支援する。	469
22		小児むし歯予防費	1歳6か月児健康診査や2歳児歯科健康診査などの際にフッ化物塗布等を行うことで、むし歯予防習慣の定着を支援し、小児のむし歯の減少を図る。	6,541

令和元年度こども部所属別事業一覧

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額(千円)
1		特定教育・保育施設等実施事業費補助金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>産休・病休代替職員費補助金：5,601千円</li> <li>特定教育・保育施設等実施事業費補助金：156,984千円 (延長保育促進事業・障害児保育対策事業・発達促進保育特別対策事業を統合)</li> <li>一般型一時預かり費補助金：39,376千円</li> <li>民間保育所等運営費補助金(113箇所)：209,891千円</li> <li>長崎市保育会研修費等補助金：3,280千円</li> </ul>	415,132
2		幼稚園型一時預かり費補助金	<p>次の2事業を統合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園型Ⅰ：42,570千円 幼稚園在園児及び1号認定こどもの一時預かりを実施する幼稚園並びに認定こども園に対する補助。</li> <li>幼稚園型Ⅱ：16,123千円 待機児童解消を目的として、幼稚園における2歳児受入れに必要な経費の一部を助成する。</li> </ul>	58,693
3		病児・病後児保育費	<p>病気又はその回復期にある児童で集団保育及び家庭での保育ができない場合に、その児童を一時的に預かることにより保護者の子育てと仕事の両立を支援する。</p> <p>病児・病後児保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふくだこどもクリニック「あひるっこルーム」</li> <li>中山小児科クリニック「にこにこルーム」</li> <li>平野医院「ボン クラージュ」</li> <li>社会福祉法人 正道会「あおむし」</li> <li>まつお医院「ポニールーム」</li> <li>りゅうキッズクリニック「クローバー」</li> </ul>	93,531
4		認可外保育施設運営費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の認可外保育施設に対し、運営費の一部を助成(既存分)</li> <li>対象施設 5箇所</li> <li>対象児童数 128人</li> </ul>	1,932
5	新規	認可外保育施設等利用給付費	<p>幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用に係る経費の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設 新制度未移行幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、病児保育など</li> </ul>	287,829
6	新規	低所得世帯副食費給付費	<p>幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に係る費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設 施設型給付費を受けない私立幼稚園</li> <li>対象児童 住民税所得割課税77,100円以下世帯及び全世帯の第3子以降分</li> </ul>	6,750
7		民間保育所等非常通報装置整備費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の民間保育所等で非常通報装置を設置するにあたり費用の一部を助成する。</li> </ul>	133
8	新規	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金(民間保育所)	<p>待機児童の解消と入所児童の保育環境の向上を図るため、民間保育所の定員増を伴う増改築等の施設整備に係る経費を助成する。</p> <p>【合計で48人の定員増】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バンビーノ保育園 (増改築 30人→48人)</li> <li>聖母保育園 (増改築 50人→80人)</li> </ul>	102,928
9	新規	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金(民間認定こども園)	<p>待機児童の解消と入所児童の保育環境の向上を図るため、民間認定こども園の定員増を伴う増改築等の施設整備に助成する。</p> <p>【合計で54人の定員増】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>聖母の騎士幼稚園 (増改築 95人→109人)</li> <li>女の都幼稚園 (増改築 65人→105人)</li> <li>とまちこども園 (大規模修繕)</li> <li>第二ひかり幼稚園 (大規模修繕)</li> </ul>	124,346



令和元年度こども部所属別事業一覧

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
10		民間保育所等施設型給付費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保育所 (79箇所、定員 6,455人、8,084,632千円 (補正予算額▲31,935千円))</li> <li>・民間認定こども園 (43箇所、定員 5,937人、5,216,822千円 (補正予算額342,480千円))</li> <li>・幼稚園 (6箇所、定員 555人、328,571千円 (補正予算額37,786千円))</li> </ul>	13,630,025
11		地域型保育給付費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業 (1箇所、定員18人、33,965千円 (補正予算額674千円))</li> </ul>	33,965
12		市立保育所費	市立保育所運営費 (5箇所 定員550人)	267,916
13		市立認定こども園費	市立認定こども園運営費 (1箇所 定員120人)	42,911
14	拡大	【補助】児童福祉施設整備事業費 (市立認定こども園)	市立認定こども園について、ブロック塀等に係る安全対策を行う。 ・ブロック塀等フェンス取替 1施設	4,500 (繰越明許費 5,454)
15	新規	【単独】児童福祉施設整備事業費 (市立保育所)	市立保育所について、老朽化した外壁の改修及びブロック塀等に係る安全対策を行う。 ・外壁改修 大手保育所 ・ブロック塀フェンス取替 3施設 ・ブロック塀等改修設計委託 1施設	33,100
16		私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園振興費補助金 44園	27,186
17		私立幼稚園協会補助金	長崎市私立幼稚園協会の研修事業を奨励し、教職員の資質向上を図る。	2,041
18		市立幼稚園費	市立幼稚園運営費等 1園 定員40人	4,366
19		私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園が園児の入園料・保育料を世帯の所得状況に応じて減免する場合、減免相当額を私立幼稚園に補助し、保護者の経済的負担軽減を図る。 (補正予算額▲62,721千円)	62,809
20		私立幼稚園預かり保育促進費補助金	私立幼稚園等が教育時間の終了後等に希望者に対して行う「預かり保育」の利用者のうち、保育を必要とする子の保護者に対して、預かり保育料の一部を助成することで、保護者負担の軽減を図る。 (補正予算額▲5,762千円)	7,173
21	新規	【単独】幼稚園施設整備事業費 (高島幼稚園)	老朽化した高島幼稚園の給水設備を改修する。	2,900
22		保育料 (歳入)	長崎市社会福祉審議会 (児童福祉専門分科会) の審議を経て、国の徴収基準額を基本に8階層に区分している。 ・民間保育所保育料 (現年度) 1,070,145千円 (補正予算額▲377,680千円) ・市立保育所保育料 (現年度) 60,570千円 (補正予算額▲21,979千円) ・市立認定こども園保育料 16,363千円 (補正予算額▲3,140千円) ・高島幼稚園保育料 66千円 (補正予算額▲66千円) 計1,147,144千円 (補正予算額▲402,865千円)	1,147,144

令和元年度子ども部所属別事業一覧

【子どもみらい課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		青少年問題協議会費	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関して総合的に審議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図る。	266
2		少年センター相談・補導活動費	青少年の非行防止及び健全育成のために、関係機関と連携を図りながら、補導業務・相談業務・環境浄化業務などを推進する。	15,162
3		放課後児童健全育成費	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。 ・児童クラブへの補助金の交付[対象数:160支援の単位] (運営費、障害児受入費、処遇改善等事業費、家賃等補助、母子家庭等減免費等) ・児童クラブ支援員の研修、施設修繕、運営管理システム運用支援等	1,372,173
4		放課後子ども教室推進費	長崎市内の小学校区において、放課後又は、週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての子どもたちの安全・安心な活動場所を設けることを目的として放課後子ども教室を実施する。 ・放課後子ども教室への運営委託 ・放課後子ども教室開設セミナーの開催 ・放課後対策推進審議会の開催	8,193
5		【補助】児童福祉等施設整備事業費 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブ利用児童数の増加に伴う既存施設の狭あい化の解消等を図るために放課後児童クラブ施設を整備する。 [対象施設:1クラブ]	26,906
6	拡大	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブ利用児童数の増加に伴う既存施設狭あい化の解消等のための児童クラブ施設整備に係る経費を補助する。 [補助対象:施設整備を行う法人] [対象施設:3クラブ]	107,749
7		【単独】児童福祉等施設整備事業費 (放課後児童クラブ)	余裕教室にて放課後児童クラブを実施しているクラブの空調設備について、耐用年数の経過に伴い安定した室内環境を継続して提供するため、機器の更新を行う。	7,500
8		子どもを守るネットワーク推進費	子どもたちが安全にかつ安心して過ごすことができる住みよいまちをつくるために、各小学校区で子どもを守るネットワークを組織し、地域の力を結集して、パトロールなど子どもたちの安全確保のための活動を支援する。 [対象 68団体]	6,517
9		子ども会等育成推進費	長崎市子ども会育成連合会と長崎市青少年育成連絡協議会と連携して、子どもの活動の充実を図る。 ・広島・長崎子ども会親善交歓会の実施 ・子ども会交流推進事業(子どもゆめフェスティバル)の実施 ・青少年育成協議会活動事例発表会の開催 等	2,603
10		青少年健全育成活動費補助金	青少年の健全な育成を図るために、地域の青少年育成協議会が行う健全育成活動や、非行・事故を防止する活動に対して補助金を交付し、その活動を支援する。 [対象 54団体] ・日常活動費補助 ・体験活動費補助	11,200

## 5 仁田保育所の移転に伴う市立保育所の民間移譲について（報告）

### (1) 市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針等

市立幼稚園・保育所については、学識経験者、幼稚園及び保育所関係者等で構成する「市立幼稚園・保育所課題検討懇話会」（平成 18 年 11 月）での検討を踏まえ、「長崎市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針」（平成 19 年 12 月）において、行政が果たすべき役割を見極め、「民間に事業を委ねることが可能なものについては、民間活力を活用する」こととした。

また、この基本方針をもとに、「長崎市公共施設の適正配置基準（案）」（平成 31 年 2 月）において、行政においては、「公的幼児教育・保育の確保」（セーフティーネット機能）という役割を担う必要があることや、教育・保育への行政による一定の関与を確保する観点から、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ市立の認定こども園を配置することとしている。

### (2) 仁田保育所の移転に伴う民間移譲の方針

前記(1)の基本方針等により、仁田佐古小学校の移転に伴い、仁田保育所の移転及び民間移譲を行うにあたり、仁田保育所と緑ヶ丘保育所を統廃合し、公募により民間法人に移譲して保育所を 1 か所新設する。

なお、公募においては、旧仁田小学校の校舎跡地を保育所用地の候補地の一つとして、保育所の建設場所を含めた提案を受けることとしたい。

#### ア 仁田保育所の現状

- (7) 昭和 48 年の全面改築から築 46 年が経過しており、建物が老朽化している。
- (4) 旧仁田小学校体育館との合築で、保育所と体育館が併設している。
- (5) 平成 32 年 1 月から仁田佐古小学校が供用開始されることに伴い、旧仁田小学校（現・仁田佐古小学校）校舎の解体が決定し、体育館・仁田保育所（合築）も老朽化に伴い解体が決定している。
- (1) 近隣の仁田中央公園を解体後の仁田保育所跡地に移設することについて、平成 29 年 8 月及び 9 月に住民説明会を開催し、平成 30 年 8 月の都市計画審議会において仁田中央公園の移設が決定している。

#### イ 緑ヶ丘保育所の現状

- (7) 昭和 49 年の全面改築から築 45 年が経過しており、建物が老朽化している。
- (4) 園庭の一部は、民間からの借地である。
- (5) 緑ヶ丘保育所は、仁田保育所の近く（直線距離で約 220 メートル）に位置している。

### 【参考】仁田保育所及び緑ヶ丘保育所の現況

名 称	仁田保育所	緑ヶ丘保育所
定 員	90 人	120 人
入所者数 (H31. 4. 1 現在)	51 人（入所率 56. 6%）	63 人（入所率 52. 5%）
改築年月日	昭和 48 年 6 月 1 日	昭和 49 年 4 月 1 日

(3) これまでの経過

仁田・緑ヶ丘保育所の民間移譲について、両保育所に通所している園児の保護者をはじめ、地元自治会、連合自治会等との意見交換の場を設けるとともに、近隣自治会へ周知文書の回覧を行っている。

【参考】説明会開催等の状況

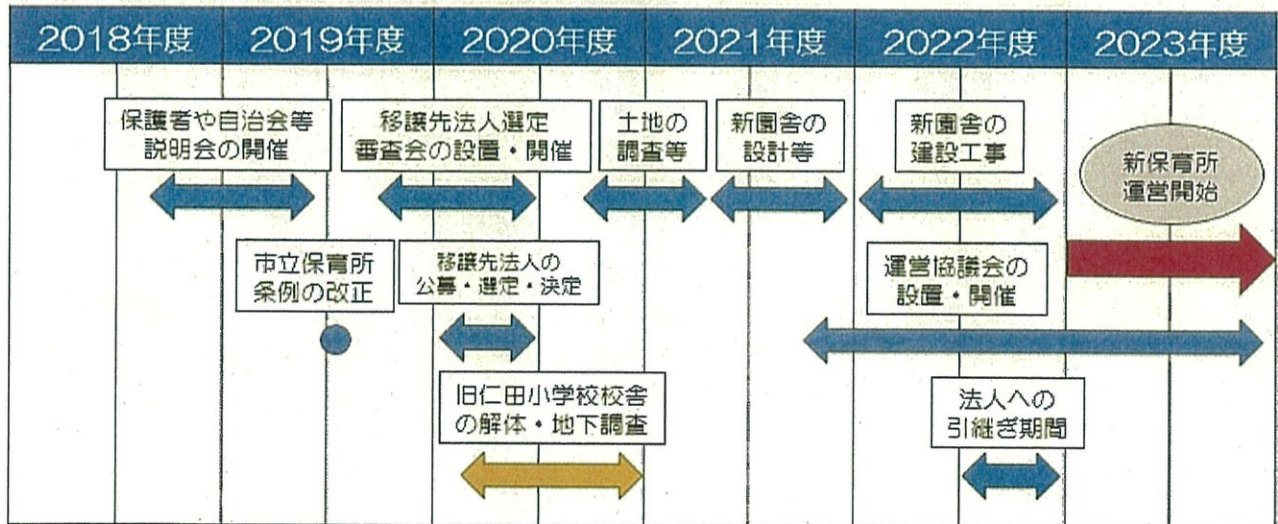
平成 30 年 12 月 平成 30 年 11 月議会教育厚生委員会所管事項調査  
 仁田保育所保護者説明会 (第 1 回)  
 緑ヶ丘保育所保護者説明会 (第 1 回)  
 平成 31 年 2 月 仁田保育所保護者説明会 (第 2 回)  
 緑ヶ丘保育所保護者説明会 (第 2 回)  
 平成 31 年 3 月 自治会等説明会  
 令和 元年 5 月 近隣自治会にて周知文書を回覧  
 令和 元年 6 月 仁田保育所・緑ヶ丘保育所保護者 (合同) 説明会 (第 3 回)

(4) 今後の進め方

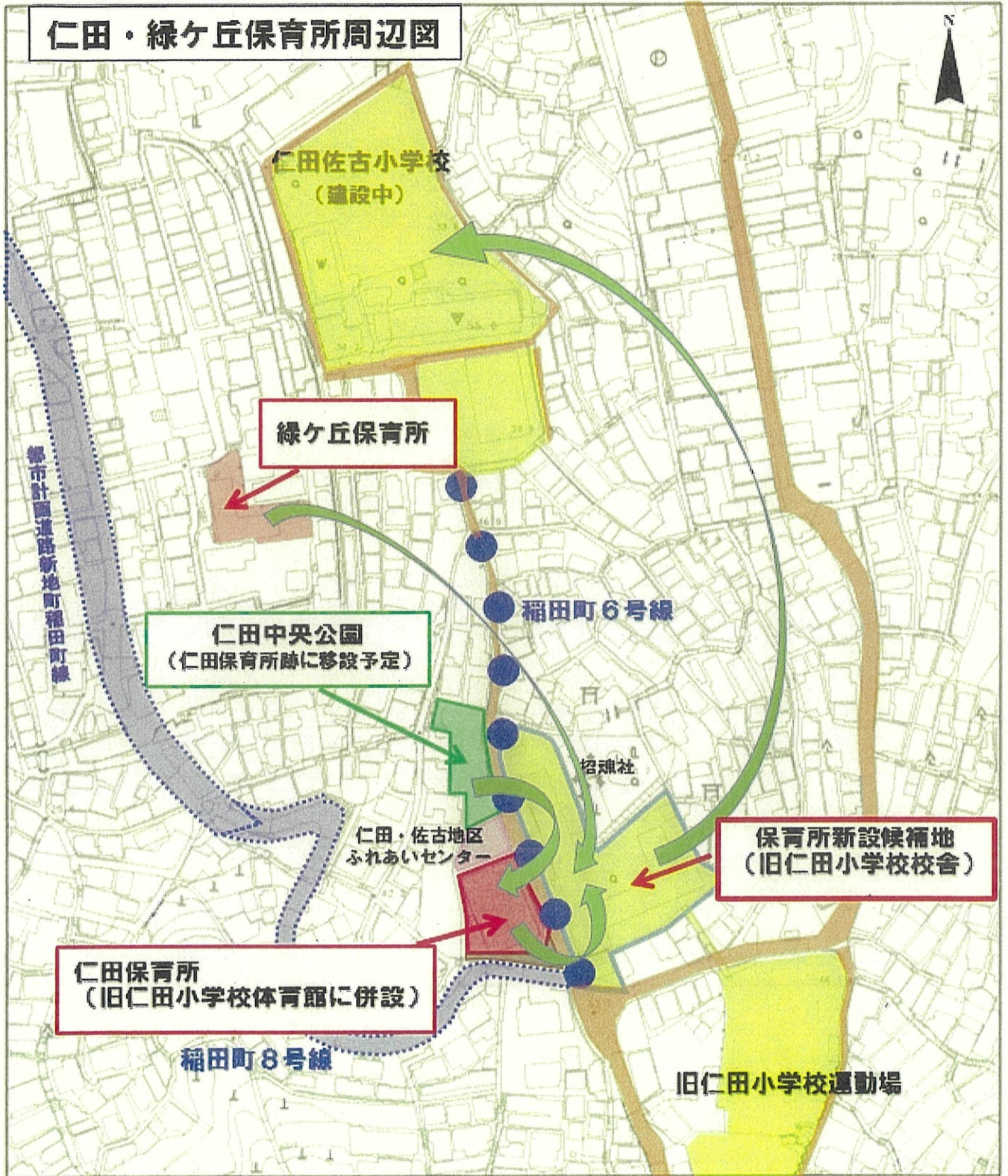
引き続き説明会を行う等、地元住民や保護者の理解を得ながら進めていく。

また、移譲先の法人の決定や新保育所の運営については、地元の代表者や保護者の方にも、委員として選定委員会や運営協議会へ参加いただき、意見をいただきながら進める。

【参考】旧仁田小学校校舎跡地に新園舎を建設する場合のスケジュール (案)



# 仁田・緑ヶ丘保育所周辺図



6 待機児童数について（報告）

※平成 31 年 4 月 1 日速報値

(1) 国待機・総待機の各人数 ( ) 内は昨年度的人数

ア 国待機 0 人 ( 64 人)

(※昨年度と同定義でカウントした場合は、0 人→82 人)

イ 総待機 193 人 (168 人)

待機事由	人数
(ア) 他に利用可能な園があるにも関わらず、特定の保育所等を希望している	189
(イ) 保護者が求職活動を休止している	2
(ウ) 企業主導型保育事業に入所する	2
計	193

(2) 国待機が「0」となった理由

ア 待機児童への空き施設の情報提供

平成 31 年 3 月中に、いったん国待機となった 126 人の保護者に対し、幼児課職員が電話で空き施設の情報提供を行った結果、次の理由により全員が国待機から外れることとなった。

なお、(ア) + (イ) + (ウ) の 82 人については(1)イ総待機的人数に含まれている。

待機事由	人数
(ア) 他に利用可能な園があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望する	78
(イ) 保護者が求職活動を休止している	2
(ウ) 企業主導型保育事業に入所する	2
(エ) 他の利用可能な園を紹介し、入所決定した	22
(オ) 申請を取り下げた (幼稚園入園、転出等)	22
計	126

昨年度までは国待機の児童数に含めていた

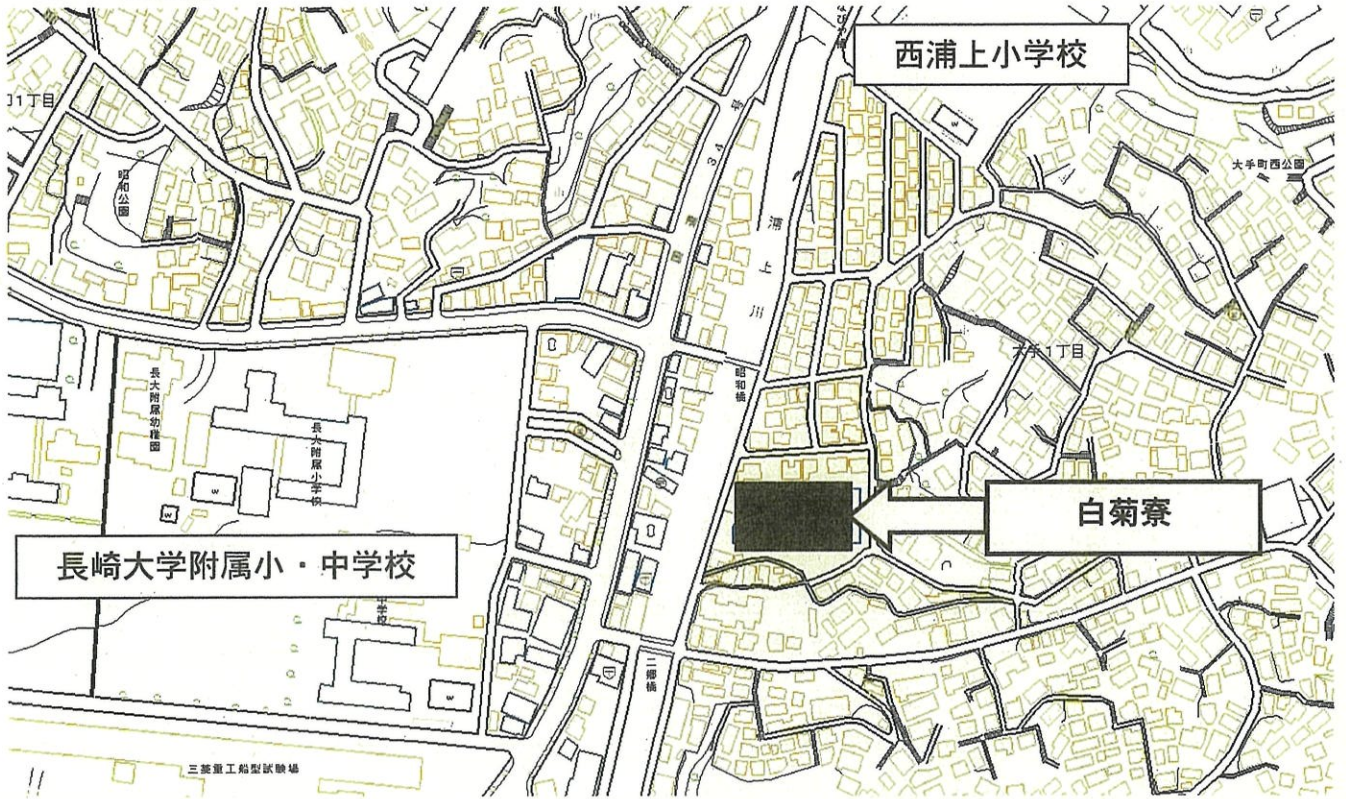
(3) 「特定の保育所等」の長崎市の定義を変更

昨年度まで長崎市は、特定＝1施設と捉え、2か所以上の複数施設を希望している場合は待機としてカウントしていたが、国は特定＝単数/複数の規定を設けていないことから、複数希望も対象にするよう変更した。

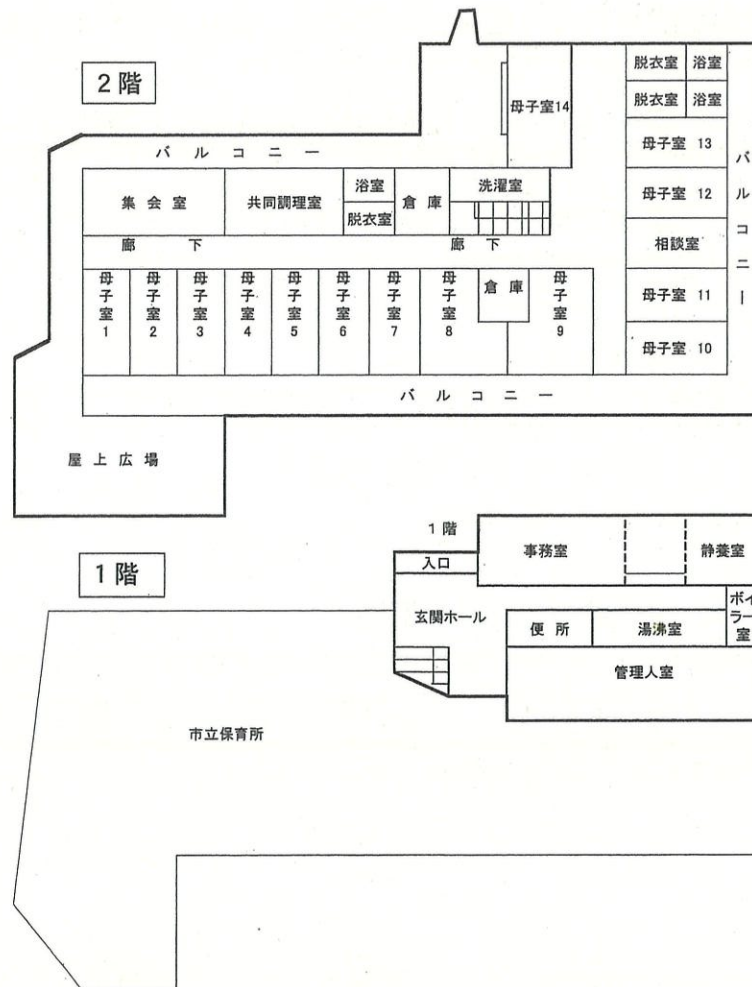
# 7 指定管理者の更新の方針について（長崎市立白菊寮）

## (1) 施設の概要

### ア 位置図



### イ 配置図



ウ 名 称	長崎市立白菊寮
エ 所 在 地	長崎市大手1丁目2番5号
オ 構 造	鉄筋コンクリート造2階建
カ 設置年月日	昭和29年9月1日
キ 建設年月日	平成5年3月15日
ク 設置目的	児童福祉法第38条に基づく母子生活支援施設として、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする。
ケ 定 数	14世帯
コ 主な施設内容	
	1階 159.62㎡ 事務室、管理人室等
	2階 675.44㎡ 母子室、相談室、集会室、共同調理室、浴室等

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 入所世帯及び入所者数の推移

〔単位 上段：世帯  
下段：人〕

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均
導入前 (17年度)	世帯数	11	10	10	10	11	10	10	12	12	11	11	12	130	11
	人数	27	24	24	24	26	24	25	30	30	27	27	29	317	26
平成27年度	世帯数	5	4	4	4	4	4	5	3	3	3	3	5	47	4
	人数	11	9	9	9	9	9	11	7	7	7	7	12	107	9
平成28年度	世帯数	6	4	4	6	6	7	5	5	6	5	5	6	65	5
	人数	14	9	9	15	15	17	13	13	15	13	13	15	161	13
平成29年度	世帯数	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	2	3	31	3
	人数	13	11	11	8	8	4	4	2	2	2	6	10	81	7
平成30年度	世帯数	3	2	2	2	2	2	2	2	4	4	5	5	35	3
	人数	10	6	6	6	7	7	7	7	13	10	12	12	103	9

※世帯数及び人数は、毎月初日の在籍数を記載している。

イ 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	16,334	21,910	21,856	22,156	20,481

※修繕及び入進学支度金等に係る委託料を除く



## ウ 主なサービス向上策

### (ア) 自立支援の取組み

- a 母子の主体的な自立を図るため、各入所者の課題に応じた自立支援計画を入所者と作成するとともに、必要に応じて関係機関との連携を取りながら具体的な支援を実施している。
- b 入所にあたり配布する「生活のしおり」について、母用に加え、子どもたちが集団生活のルールを理解し、互いに協力して生活する事ができるよう、平易な言葉を使用した子ども用を作成した。
- c 退所後1年間は白菊寮の行事等の案内を送付し、つながりを持ちながら退所者への支援を継続するなど、地域に出ても母子が孤立することのないよう退所後の安定した生活支援に努めている。

### (イ) 生活環境改善の取組み

- a 毎月の月例集会では、入所者との意見交換を行い、母子が抱える様々な悩み事の相談や生活環境の改善要望に応じるなど、快適な生活環境の維持・改善に努めている。
- b 1階ホールに本棚を設置するとともに、貸出カードを作成し、図書の貸し出しを開始した。また、子どもたちに整理整頓の意識付けを行うため、図書の背表紙にラベルを張る等の工夫を行い、子どもが自ら元の場所に返却できるようにした。本棚を設置したことにより、入所者間の交流促進にもつながっている。
- c 子どもたちが施設の生活においても、文化や風習等を自然に学べるように、日本の伝統行事を多く盛り込んだ各種行事を積極的に実施している。

## エ 評価

近年、入居の理由は精神的・経済的な問題の他、配偶者からの暴力の被害、子の養育への不安など様々である。複合的な問題を抱えている方も多い中で、各入所者の問題に応じた課題改善を図り、地域の中で自立して生活できるように支援が行われており、適正な施設運営がなされている。

### (3) 次期指定管理者の選定方針について

ア 現在の指定管理者	社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団
イ 現在の指定期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日
ウ 次期指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
エ 選定方法	公募
オ 利用料金制	導入しない。 該当する利用料金がないため

カ 業 務 内 容

- ・入所者の自立促進に関する業務
- ・施設及びその設備の維持管理に関する業務
- ・その他施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和元年 6 月	6 月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和元年 7 月		指定管理者公募
令和元年 8 月		↓
令和元年 9 月		
令和元年 10 月		審査（指定管理者候補者選定審査会）
令和元年 11 月	11 月議会	・審査及び候補団体の決定
		指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査